

平成元年政令第二十九号

昭和天皇の崩御に伴う国家公務員等の懲戒
免除に関する政令

内閣は、公務員等の懲戒免除等に関する法律
(昭和二十七年法律第百十七号) 第二条の規定に
基づき、この政令を制定する。

次に掲げる者(平成元年二月二十四日前に第
一号から第十六号までに掲げる者でなくなつた
者を含む。)のうち、これらの者に係る懲戒を
定める法令の規定により、昭和六十四年一月七
日前の行為について、平成元年二月二十四日前
に減給、過料、過怠金、戒告又は譴責の懲戒処
分を受けた者に対しては、将来に向かつてその
懲戒を免除するものとする。

- 一 国家公務員
- 二 公証人
- 三 弁護士
- 四 司法書士
- 五 土地家屋調査士
- 六 外国法事務弁護士
- 七 公認会計士、会計士補若しくは外国公認会計
士又は計理士
- 八 税理士
- 九 通関士
- 十 社会保険労務士
- 十一 弁理士
- 十二 水先人
- 十三 海事代理士
- 十四 海技従事者
- 十五 水害予防組合の委員又は吏員
- 十六 建築士
- 十七 日本専売公社の職員であつた者
- 十八 日本国有鉄道の職員であつた者
- 十九 日本電信電話公社の職員であつた者

附 則

この政令は、平成元年二月二十四日から施行
する。